

京都市帝國大學經濟學會 經濟叢論

第 五 卷 第 五 號

昭和二十年十一月一日發行

論 叢

稅制整理の基調
失業と勞銀

『民約論』に於ける共同體思想

時 論

時局と水産業

研 究

ルーテルの「職業」について

チユルゴの租稅論

エツヂワースと誤差の問題

說 苑

一歐人の日本工業觀

チウネン圈の數學的説明

資本移動と景氣變動の問題

カレツキ景氣循環論

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

經濟學博士 沙見三郎

文學博士 高田保馬

經濟學博士 石川興二

經濟學博士 蜷川虎三

經濟學士 澤崎堅造

經濟學士 島 恭 彦

經濟學士 馬場吉行

經濟學士 大塚一朗

經濟學士 山岡亮一

經濟學士 松井 清

經濟學士 飯田藤次

研究

ルーテルの「職業」について

澤崎堅造

目次

- 一、はしがき 二、ルーテルの「Beruf」について (1) 第一期(イ)聖書、(ロ)カトリシズム、(ハ)獨逸神祕主義)
(2) 第二期(新約聖書翻譯) (3) 第三期(イ)「アウグスブルグ信仰告白」(ロ)舊約聖書翻譯) 三、むすび

一

職業の意義には大體四つあつて、經濟的且つ個體的には生計を、經濟的且つ統體的、または社會的・全體的には企業または地位(職場)を意味することとなり、倫理的且つ個體的には天職、倫理的且つ統體的には職分を示すこととなる。併し、これは餘りに概念的に區別し過ぎたかも知れないが、歴史上について見ても事實これらのものが典型的に示されてゐるといふことを既に述べた。¹⁾

そして最近では「職分」といふ考へが特に、次第に高唱されて來たやうに思ふ。ファッシズムの職能別「協調組合制國家」又は「協同體國家」(Sato Corporatio)²⁾ ナチスの「職業身分的協同體」又は「職分國家」(Sänderstan)³⁾

- 1) 拙稿「職業の意義と問題」本誌八月號所載
2) H. Schneider, 佐々弘雄氏譯「ファッシズム國家學」三二八頁、新明正道教授著「ファッシズムの社會觀」一四一頁
3) 服部英太郎氏「全體主義＝職業身分的社會政策理論構想の課題」經濟學第三號八六頁以下。阿部源一氏著「シュパン社會經濟學說體系」一九三頁

と稱するものがその主なるものであるが、これらの思想的根源はシュパンの「職分協同體」(Stand)⁴⁾にあるとされてゐる。そしてそのシュパンが、また更に中世スコラのトマス・アキナスや神祕主義者のエックハルトらの思想に依ること少からざるものがある。尤も、トミズムの直系を引くものは、カトリック教會やその神學的法學者、經濟學者らであつて、別にいはゆる協同的職分協同體を唱導しつゝあることは、みな人のよく知るところである。⁵⁾

ところが是等の所謂「職分」思想が、果して先きに掲げたる職業の第四の意義としての職分と全く符合するや否やは疑問である。フアツシズムやナチスの、またはシュパンやカトリシズムの「職分」は、その中に職業の第三の意義として擧げた天職をば到底十分に含んでゐないからである。個體的・宗教的なこの天職の意義は、西歐に於ては宗教改革者ルーテルやカルヴィン等によつて、召命の思想として特に展開せられたものである。そこで「職分」の意義を眞に明かにするためには、まづルーテルやカルヴィンの天職に關する職業觀を一應究めなければならぬ。これはその宗教的、殊に新教的なる召命の思想が極めて重要だからである。しかるに従來職業を問題とし、職分を唱導する多くのものも、ともすれば此の天職觀又は召命觀について充分に顧慮しない。無視するか又は誤解する場合が多い。彼のマックス・ウェーバーの「新教倫理と資本主義精神」も、その焦點を第一にルーテルの「Beruf」に置いてゐるのであるが、そして彼は決して單純・早急に「新教」と「資本主義」とを結び付けようとしたのではなく、況んや資本主義の發展に絶對的に力を貸したものでしたのではないが、少くとも何らかの交渉・關聯がありとすれば、その限りに於て、慎重且つ相對的に問題としようとしたのであるが、それで

4) O. Spann: Der wahre Staat 1923, S. 204. 阿部源一氏譯「真正國家論」二六六頁
レオ十三世の回勅「レールム・ノバールム」1891, (日本カトリック刊行會譯三四頁以下),
ピオ十一世の回勅「クワドラジエジモ・アンノ」1931, (上智大學譯四四頁以下),
ヨハネス・ラウレス著「カトリック的社會觀」1933, (上智大學譯三三頁以下),
H. Pesch: Lehrbuch der Nationalökonomie II, 1920, S. 662 ff.
6) 「天職」といふ言葉は、初め列子、孟子の中に見え、元來天子の職務といふ意

もウェーバーの所論は、結果から見て、ルーテルの“Beruf”を解するには少々性急の憾みがある。その後これに關して色々な説が行はれたが、何れも未だ十分に“Beruf”の意義の内容と關聯について解し得られたとは思はれない。

そこで本稿の目的もまた、この極めて困難なる問題に關して一示唆を試みようとするに外ならない。主としてルーテルの職業觀の特質を明かにしたいと思ふのであるが、その前に先づこゝでは彼の“Beruf”なる言葉の用法に關して問題となつてゐる點に觸れて見たい。主として彼の思想全體の發展に沿つて述べて見たいと思ふ。

一

ルーテルの生涯は波瀾萬丈を極めたものであるが、彼の思想を中心とし、特に文化との關聯の點から見れば、大體三期に分けられると思ふ。即ち最初は一五一七年のヴィツテンベルヒ城教會に於ける九十五箇論題の貼付事件を以て宗教改革の烽火は舉げられた。その時を以て先づ分ち、第二は一五二五年かの農民戦争に於てルーテルが農民反對の態度を執つた時を以て分つこととする。即ち、第一期は大略一五一七年までの云はゞカトリック時代、第二期はそれから一五二五年までの宗教改革者としての勃興時代、第三期はその後の彼の晩年を支配した云はゞ保守的時代である。⁸⁾

(一)第一期——一五一七年の城教會に於ける宣言は、彼の生涯にとつて劃畫的なことであつた。併しこれは突如として起つたことではない。前から準備されたものが、自ら爆發したものである。その準備、即ち思想上の大轉

味であつたが、轉用されて「天ヨリ授ケラレ、其身ニ自然ニ具リタル務」(大言海)、「その人の身に自然に備はれる職務又は天稟の性に相應したる職業」(大日本國語辭典)、「天より命ぜられたる職、その身に自ら備りたる性、天稟の性にふさはしき職業」(言泉)とある如く、天より授けられ又は自然に備りたる職務といふ意義である。

7) 「召命」とは、ラテン語の *vocatio*、獨語の *Beruf*、英語の *Calling* であるが、初

換は何時起つたのであらうか。それは大體彼がヴィツテンベルヒ大學の神學教授として聖書の講義をなしつゝあつた際、少くとも一五二二年から一七年まで（即ち、詩篇、ロマ書、ガラテヤ書、ヘブル書等の講解をなしつゝあつた際）の間であつたらう⁹⁾。併しこの頃の彼は未だカトリシズムの下にあつたと云はなければならぬ——少くとも形式的には。何となれば彼はこの頃依然として數多の修道院の監理者であつたのを見てもわかる。かゝる中にも彼は聖書の研究と獨逸神祕主義者の思想に益々沈潜し、漸くにして改革的思想が準備されたのである。そこで第一期を更に分つて、まづ聖書、次にカトリシズム、更に獨逸神祕主義者等の影響を見るために、それら各々の職業觀を大略窺つて見よう。

(イ) 聖書——宗教改革に最も大きな力を與へたものは、聖書である。そこで先づ舊約聖書について見るに、そこでは職業又は召命と譯さるべき言葉の原意は「遣す」と云ふ語根から生じてゐると云ふ¹⁰⁾。それはまた「仕事」「課業」などの意味、更に「神命の充足」の意味もある。従て神より遣はされると云ふことはその行爲、作用を示す場合と、その地位、状態に在ることを示す場合とがある。前者は召命的と云ふべく、例へば、預言者の場合である。後者は地位的と云ふべく、例へば祭司の場合である。兩者は共に神に撰ばれ、神に遣はされたものである。故に然らざるものとは明かに區別される。これを聖別と云ふが、この思想はヘブライズムに於ては特に嚴しかつた。例へば場所については、俗界——聖地——聖都——聖殿——聖所——至聖所となし、人については、民——選民——レビ人——アロン系祭司——大祭司といふ風に區別が順序的に明確になつてゐた。そこで自ら祭司の職は、世俗的職業とは區別されて、最も高き聖なる業務であるとされた。一定の地位・身分を持つ階級のものに限られて、従て特權を

めは純宗教的に用ひられ「神の召し」、「僧侶になること」、「聖職につくこと」等を意味したが、後に宗教改革の頃から漸く世俗一般の職業を意味するようになった。

8) M. Weber は「宗教改革者として活動せる最初の十年間」(私の云ふ第二期)を以て、ルーテルの生涯の山であるとなし、その前と後との二期に分つた。(G.A. R.I, S. 71 f.)第三期(保守的時代)については、ルーテルの教會觀を見てもわ

持つたのである。これに對して預言者は、直接に神より召命せられたものである。従て如何なる地位にあり、例へ卑しき業に従事すると雖も差し支へない。召命をば全く精神的に解釋したのである。舊約聖書に於ては、從て選び、又は召命については此の二様の見解があつたのである。

新約聖書に於ては、イエスの福音が極めて内的なものとして齎されたが故に、自ら神の選び、神の喜びとなるものは、地位の上下、身分の貴賤に拘はることなく、唯悔ひし碎けし魂である。祭司の如き、目に見えて社會的に區別せられたる者にはよく反對し、弱き卑しき境遇の者には「神の國」民に適はしきものとした。彼によれば選びは極めて内的なものであつた。云はゞ預言者の召命、内的なものとして強く解かれた。従て地上の職業は如何なるものであつても救ひの妨げになるものではない。併しそうは云つても、地上の職業の姿が如何にあつてもよいと常に云つたのではない。自らそこに區別されたる業態を指示したこともある。十二使徒を特に撰び、彼等の「網を捨て」¹¹⁾させたことと云ふことを深く思ふべきである。こゝにはまた舊約の祭司的聖別の意味が汲みとられてゐることを知るのである。またパウロによれば彼の選び、又は召命は等しく内面的である。従て世上の地位や業務にはかゝはらないとも云へる。併し彼の考へはまた強く終末的であつた故に、與へられ、備へられた地位・身分・業務のそのまゝにあることを薦めた。積極的に「手づから働きて」¹²⁾生活すべしとは、屢々彼が教會の人々に薦めたところであり、彼自身も「幕屋製造」¹³⁾を世上の業務としたのである。けれども矢張り、人々が「福音によつて」¹⁴⁾生活することが最も望ましいとも云つてゐる。要するにパウロの職業觀は大體に於て保守的であつて、業務に特に精勵せよと云ふのではなく、その位地にあれ、その状態のまゝにあれと云ふのである。この様な保守的な職業觀が

かるが、利子論その他の經濟論などに於て顯著なものがある。拙稿「ルーテルの商業及利子論」本誌昭和十一年六月號參照。

- 9) Karl Holl: Die Geschichte des Wortes Beruf, G.A.K. III, 1928, S. 214.
10) M. Weber: Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, G. A. R. I, S. 63, a. I.
11) マタイ傳 4: 20

使徒時代の一般の考へであつたことは、ヨハネについてカール・ホルが述べてゐるところでもわかる。¹⁶⁾

要之、聖書に於ては、職業の根幹をなすところの撰び又は召命の思想に於て、大體二様の考へがある。召命それ自身は内的・個的且つ作用的なものであるが、また他面には外的・社會的且つ狀態的な地位・身分といふやうな考へをも持つてゐる。

(ロ) カトリシズム——ルーテルにとつて、カトリシズムの影響は容易に取り去り難いものである。彼の宗教改革の動機は、初めは必ずしもカトリシズムに反對せんがために反對したのではない。彼はカトリシズムを眞の意味のものに取り返へさうとしたのに初まると云へよう。そこで彼の思想全體も、必ずしもカトリシズムに反對のものではない。大體に於て寧ろカトリシズムの影響下にあつた、但しその革むべき點を特に強調したと見るべきであらう。従てルーテルの職業觀を見る場合にも、我々はその根底に於てカトリシズムの職分觀が窺はれるとするのはそのためである。

カトリシズムの職業觀、即ち職分觀については後に詳述する積りであるから、こゝにはたゞその要點を示して見よう。大體に於て云ふと、カトリシズムのスコラの職分觀と云ふものは、聖書に於ける祭司的方面、即ち地位身分又は狀態といふ方面を特に強調したものと云ふことが出來よう。即ち職業の外的、社會的且つ地位的な觀方を重んずるのである。神の召命即ち „vocatio” をば、全く聖職につくこと、僧侶となることとなし、世俗的職業からは區別しなければならないとした。¹⁷⁾併しこの點については、ルーテルが極度に反對したのであつて、人の召されるはその業の如何にあるのではない、寧ろ世俗の如何なる職業の狀態にあつてもなほ可能なりとした。

12) エペソ 4 : 28, テサロニケ前 4 : 11, テサロニケ後 3 : 12

13) 使徒行傳 18 : 3, 20 : 34

14) コリント前 9 : 14, 17

15) 山谷省吾博士著「コリント前書、新譯と解釋」一三三頁

16) Karl Holl: G.A.K. III, S. 189.

17) 世俗的職業を云ひ表はすには、officium, munus, professio, ars, locus 又は opus

なほカトリシズムの職分觀の特徴としては、職業の選擇について、それが聖職であつても、世俗の職業であつても、その人の側の生來の傾向性といふものが重視せられてゐる點である。勿論神の選^び（即ち神慮）と云ふものを確く執つてはゐるが。この點についてもルーテルは著しく異なるのであつて、全く神の側の絶對的意志に基くものであるとする。また職業の種類が、前者ではそのまゝ價值の上下となつて、階段的に位置付けられる、云はゆるヒエラルヒヤの社會秩序を示す。これらの點については、なほ別にやゝ詳細に述べるときがあらう。

(ハ)獨逸神祕主義——スコラの職分觀が、聖書に於ける祭司的方面、即ち地位的職業觀を比較的多く執つたとすれば、獨逸神祕主義者の思想は（カトリシズムの大きな流れの中にあり乍らも）著しく預言者の方面、即ち內的・召命的職業觀を強調したとせられる。例へばエツクハルトやタウラーは靈に於ける神との直接的な交りと云ふ點を強調することからして、神の選^びといふものは決して外的、制度的な業務の種類によつて異なるものではない。神は總てを創り、總てを統める。従て、世俗の卑しき業務にたずさはる者の中にも、勿論自由に神の選^びと云ふものはある。彼らの日常の行爲その中に所謂召命はあると云ふ。「勞働は禮拜なり」とは正に彼らの思想である。エツクハルトは云ふ、「人々は恍惚の状態にあるよりも、神に置かれたる地位にあつて、打禾する方がよい¹⁸⁾」と。またタウラーは「自からの召命 (Ruf)¹⁹⁾ に於て働かない（所謂）精神的な人達（僧侶）よりも、彼等（農夫）の方が、その召命により、従つたものと云ふべきである²⁰⁾」と云つてゐる。

かゝる獨逸神祕主義者の思想がルーテルに著しく影響を與へた。神の選^び、神の召命とは必ずしも聖職につくことのみではない。置かれたる備へられたる、地位、場所、業務にあつて、それが如何に卑しきものであつても

などの言葉を用ひ、何れも經濟的、手工的、義務的又は地位的な謂ひである。

(M. Weber: G.A.R. I, S. 64 a.)

18) * Karl Holl: G.A.K. III, S. 205.

19) „Ruf” なる言葉を世俗的職業の意味に初めて用ひたのは Tauler であると。

(M. Weber: G.A.R. I, S. 66 a.)

20) M. Weber: a. a. O. S. 66 a.

神の備へ給ふたものである限りは、そこにあつて神々に容れられ得るとした。併しそうは云つても何も彼が世俗的職業をば積極的には認めんとしたとか、その活動を薦めたとか云ふのではない。とも角も召命をば純精神的に解して世俗的職業の中にも可能なるものとした。かゝる思想は確に獨逸神祕主義者の影響である。ルーテルは「Ruff」と云ふ言葉を、神祕主義者の如き思想を以て使用した。併しそうかと云つて、「Ruff」又は「Beruf」を以て積極的に世俗的職業の活動を意味しようとしたとは必ずしも云はれないと思ふ。彼はその思想を持つた。そして十分に表はした。併し、「Beruf」と云ふ言葉の使用の上に於てのみそれを見ようとすることは不十分であると云はなければならない。

(二) 第二期——ルーテルの「Beruf」に關する新しい考へが出来たのは、右に述べたる如く大體一五一七年の少し前頃である。カール・ホルの研究によると、ルーテルが「ロマ書講解」に於て「vocatio」を如何に用ひたかについて調べて見ると、アブラハムの場合の如く、此の世を捨てた場合、即ち修道院に這入るとか、僧侶になるとかの意味に用ひられた場合もあるが、また他方には總べての階級や職業の基督者にも夫々分與されると云ふ意味に用ひた場合もある。従て彼は單純にスコラの職分觀を受け繼いだのではなく、寧ろ獨逸神祕主義者により多く影響されたのである。彼の思想に於ては、信仰によつて自己は神の前に空しきものとなり、神の獨占支配の行はるゝところとなり、従て今や自らの行爲をなすと云ふよりは、神の計畫のまゝに行爲をなす。かゝる確信に立つが故に眞の行爲はなされ、倫理は成立すると見る。故に人の側に於ける行爲の種類や程度については、何の問題もないのである。如何なる業務、如何なる場所に於ても、神の委任なりとして業務を遂行しようとする。こゝに現

21) K. Holl: G.A.K. III, S. 214.

22) Luthers Vorlesung über den Römerbrief 1515/1516, (Latin) h.g. v. J. Ficker, Leipzig, 1930: (Deutsch) v. E. Ellwein, München, 1928.

23) 創世記 12: 1

24) M. Weber: G.A.R. I, S. 69, 71.

25) Karl Holl: G.A.K. III, S. 218 f., 318 f.

世的義務の充足と云ふことが生じて来る。備へられた處に、與へられたる務めに充分に力を盡す、それが如何に世俗の卑しい業であつても、また困難な處であつても、神の強請なる限りはそれに奉仕すると云ふのである。この様にして、正當なる職業なれば、神の目に於ては、全く同様な價值を持つものとなつた。

かゝる思想は一五一九年のライプチヒ論争に於ても充分現れてゐるとされ、²⁵⁾總ての基督者は直接に神との關係を結ぶことが出来、福音に於て召命 (Ruf) が與へられるとした。かく云つても、彼は決して僧職を無視したとか、卑しめたとか云ふのではない。彼は目に見える社會的な聖・俗の區別は、信仰の本質に立つ召命の決定的内容を作らないと云ふのである。彼自身、終生僧侶の立誓を取消さなかつたと云ふことで明かである。更に此の思想は一五二〇年の「善き業の説教」²⁶⁾に於て「自己克服と神信仰からして、總べての自由なる營業に従ふ。その業に於て正しき規則をなし、それを神の助けと傲した。召命の義務といふ考へになつた」²⁷⁾更に同年の「教會のバロン捕囚」²⁸⁾に於ても「農夫また妻女の勞働は、信仰に於てなすことが出来る」と云つてゐる。²⁹⁾

此の如き思想は、かくてルーテルの中に次第に醸し出されて來たのであるが、言葉の上からは、從來宗教的な意味での召命 (vocatio) を「Ruf」又は「Berufung」を以て云ひ現してゐたのを、ルーテルは矢張りそのまゝ受け繼いで用ひてゐる場合が多い。少くとも一五二二年の新約聖書翻譯の頃までは、彼の思想に於ては世俗の職業をも認めて召命の中に入れようとしたのであるが、言葉の上では十分に表現してはゐない。ところが新約聖書の翻譯に於ては、殊にパウロのコリント前書の七章十七節以下に於いてあるが、ルーテルは從來ラテン譯に於て「vocatio」なる言葉を用ひてゐるところを「Ruf」又は「Beruf」と云ふ言葉を以て當てた、と云ふことを

26) Sermon von dem guten Werken, 1520.

27) Karl Holl: a. a. O. S. 216.

28) De captivitate Babylonica ecclesiae, 1520.

29) Karl Holl: a. a. O. S. 216.

30) M. Weber: a. a. O. S. 67 a.

31) 邦譯では、改正譯「各人その召されし時の狀に止るべし」、永井譯「おのおのの召

マックス・ウェーバーが指摘した。³⁰⁾ 即ち同廿節に於て³¹⁾ „Unusquisque in qua vocatione vocatus est, in ea permaneat” とあるところを、³²⁾ „*Hin jeglicher bleibe in dem Beruf, darinnen er berufen ist*” と譯した。勿論まだこゝでは、今日云ふところの「職業」の意味ではなく身分の意味ではあるが。ウェーバーの指示するところによると、此の點についてルーテルは更にその翌二三年に此の箇所について講解をしてゐるが、その中に於て „*allen Berufs*” の自由と云ふことについて述べた。³⁴⁾ 即ちルーテルは此處に於て總べての職業の自由（勿論その状態と云ふ意味であつても）と云ふ考を示した。人間的制度の拘束は拒絶せらるべきだと云ふことを意味したと。³⁵⁾ 併しこのウェーバーの見解は、もつと十分に研討されなければならないと思ふ。即ち一五二二年の聖書翻譯に於てルーテルが „*Beruf*” と云ふ言葉を使つたと云ふ點と、³⁶⁾ 一五二三年のコリント前書講解に於て、³⁷⁾ „*Beruf*” なる言葉を使用した裏面に世俗的職業の自由の觀念が藏されてゐると云ふ點とについてである。

(註一) ルーテル譯の聖書として現行されてゐるものは殆んど總て、前記の箇所は „*Beruf*” となつてゐるが、彼の全集グイマー版によれば、³⁶⁾ 一五二二年の初版本には „*ruff*” とあり、更に一五四六年版即ちルーテル生前の最後版に於ても全く同じく „*ruff*” とあり、³⁷⁾ „*Beruf*” ではなく。

(註二) 一五二三年の講解をエルランゲン版について見ることを得ないが、そこに於て例へルルーテルが „*allen Berufs*” の自由といふ言葉を使用したとしても、その „*Beruf*” を以て直ちに世俗的職業の自由の意義が藏されてゐると、とすることは危険である。純然たる宗教的意義の召命ではないにしても、その状態を示すと云ふ位のところであらう。³⁸⁾ 更にルーテルが *Beruf* なる言葉を一五二二年版に於ては用ひなかつたのかと云ふとさうではない。彼は他のところに於ても „*Beruf*” と云ふ言葉を用ひた。更に一五四六年版に於ては、それらは何れも大文字の „*Beruff*” となつてゐる。³⁹⁾ (Weimar Ausgabe, 7, S. 91-351.) 而もそれらの何れもが、全く宗教的な意味か又は召されし状態を示すものである。

併しそれは兎に角、大體に於てルーテルの職業觀は一五二二年頃には餘程近世的なものに近づいたとは云へる

されたる召、そのうちに居るべし」、山谷譯「各自は召された状態のまゝに止るべきだ」英語欽定譯 “Let every man abide in the same calling wherein he was called.” J. Moffatt(1934), “Everyone must remain in the condition of life where he was called” 佛譯 Ostervald(1905), 《Que chacun demeure dans la condition où il était quand il fut appelé》ルーテルは勿論主として希臘原文に依リラテン譯は參照したに止るが。(M. Reu; Luther's German Bible, 1934,

が、併し „Beruf“ と云ふ言葉の上に明かに新しい意味を持たらしたとは云へないと思ふ。多くの場合を総合すると、純宗教的な意義にか、または召されたる状態、地位とか云ふ程度のものであらう。„allen Berufs“ と云つても、それはすべての状態といふ意味であつて、これを以て直ちに世俗的職業の意味に近づけるのは危険であると思ふ。

(三)第三期——一五二五年の農民戦争の前後には、彼の思想(殊に文化観)は著しく變化した様に思はれる。全體として保守的となつたと見られるが、それは表面的にさう見えるのであつて、他面から云へば彼の思想は一段と發展したとも見られる。それは兎に角、彼の職業観にも著しい變化が來らされたとは思はれるが、併し全體として活動とか勞働とか云ふ意味を強調するよりは、寧ろそれらを内に含んだところの状態、または地位をば、依然として強調したのではないかと思はれる。第一期や第二期の單なる地位、状態ではない、もつと廣い意味での身分、職分と云ふ考へになつたのではないかと思はれる。しかし „Beruf“ の言葉の上には、未だ十分に現れてはゐないと思ふが。

(イ)一五三〇年の「アウグスブルグ信仰告白」⁴¹⁾——は、ルーテルが直接に筆を取つたものではなく、人文主義的教養の深い彼の親友メラニヒト⁴²⁾によつて書かれたものであるが、當時の宗教改革者殊にルーテル派の教義を知る上に便利である。但し、ルーテルは此の信仰告白には餘り賛成ではなかつたが。これについて、ウェーバーは次の如く指摘してゐる。その第十六條に於て „ein jeder nach seinem Beruf“⁴³⁾ と云ふ言葉があるが、これはコリント前書七章の場合と同じく「客觀的秩序を意味したものである」⁴⁴⁾と。また第二十七條に於て、 „in Verbindung

Columbus, pp. 152.)

32) Biblia Sacra Latina, Vulgatae. Theodori Bezae, 1642, Berlin; 'Unusquisque, in qua vocatione vocatus fuit in ea maneat'.

33) Die Bibel, M. Luthers, Stuttgart 1921, 1935; Berlin 1925.

34) Luthers Werke, Erlangen Ausgabe, 51, S. 51 f. (M. Weber: S. 75, a. 4

35) M. Weber: G.A.R. I, S. 75, a. 3. 36) Weimar Ausgabe, 7, S. 10(3f.

mit den von Gott geordneten Ständen: Pflarer, Obrigkeit, Fürsten-und Herrenstand u. dgl.⁴⁵⁾を引照してゐるが、その直ぐ後の「die alle nach Gottes Gebot, Wort und Befehl ihrem Beruf ohn erdichte Geistlichkeit dienen⁴⁶⁾」を併せ見れば、やはりウエーバーの云ふ様に神によつて定められた秩序又は状態の意味であらう。次に第二十六條に於て漸くにして「Beruf⁴⁷⁾」が現代の意味を含む章句に於て用ひられたとウエーバーが指示するのであるが、それは「was einem ighichen nach seinem Beruf zu schaffen befohlen ist⁴⁸⁾」である。併しこれはやゝ無理な引照ではないかと思はれる。こゝでは寧ろ義務とか本分を盡すとか云ふ意味に過ぎないやうに思はれる。

私は寧ろウエーバーの指示した以外の箇所にて、世俗的職務を殊に重んずる様な思想を示す言葉に遭遇するのである。その主なるものは、第廿六條に於て「Daneben hielt man andere notige gute Werk für ein weltlich, ungeistlich Wesen, nämlich diese, so jeder nach seinem Beruf Zu tun schuldig ist, als dass der Hausvater arbeite, Weib und Kind zu nähren und zu Gottesforcht aufzuziehen, die Hausmutter Kinder gebietet und wartet ihr, ein Fürst und Obrigkeit Land and Leute regiert etc.⁴⁹⁾」とあるのは、邦譯にては簡単に「神の誠命にして萬人の職命に關するもの、例へば父が家族を扶養し、母が子女を生産し、君主が國家を統治する事の如きは尊重せらるゝ事」⁵⁰⁾とあるがこゝに於て明かに國家の統治と云ふ如き世俗職業も亦、神の誠命によるものであると云ふ考を述べてゐる。聖職のみが尊いのではないと云ふ思想がよく示されてゐる。此の思想は更に第十六條に「Beruf⁵¹⁾」と云ふ言葉を使つてはゐないけれどもよく示されてゐると思ふ。

„Von Polizei und weltlichem Regiment wird gelehret, dass alle Obrigkeit in der Welt und geordnete Regiment und Gesetze

37) Erlangen Ausgabe, 51, S. 51 f.

38) ウエーバーも勿論ルーテルが「Stand」の意味に用ひたのであるとは云つてゐるが、後「ベン・シラの智慧」で世俗的職業を意味したとしたのでその準備をこゝで言外に持つてゐると云ふ。私はウエーバーよりも、もつと宗教的狀態の意味にとりたいたいと思ふ。

39) エペソ 1 : 18, 4 : 1, 4 : 4, テサロニケ後 1 : 11, ヘブル 3 : 1, ペテロ後

gute Ordnung, von Gott geschaffen und eingesetzt sind, und dass Christen mögen in Oberkeit, Fürsten- und Richter-Amt ohne Sünde sein, nach kaiserlichen und anderen üblichen Rechten Urteil und Recht sprechen, Übertäter mit dem Schwert strassen, rechte Kriege führen, streiten, kaufen und verkaufen, aufgelegte Eide tun, Gegens haben, eheich sein etc.⁵¹⁾

「凡て合法的なる民事規定は神の善事なり。基督者は法に従ひて公職につき、裁判に列し國法其他現行法に従ひて事件を決定し正しき刑罰を定め、正しき戦争に従事し、兵士として行動し、法定の取引契約をなし、財産を所有し、裁判官の要求に應じて宣誓をなし、妻を娶り或は子女を嫁することを得」⁵²⁾

更にかゝる趣旨をば、より適切に明確に示したものは第廿七條の次の箇所であると思ふ。

„... Hilfe vom ihm in allen Trübsalen gewisslich, nach eins jeden Beruf und Stand, gewarten, dass wir auch indes sollen mit Fleiss aussertlich gute Werk tun und unsers Beruffs warten. Darin stehet die rechte Vollkommenheit und der rechte Gottesdienst, nicht in Betteln oder in einer Schwarzen oder Grauen Kappen etc.“⁵³⁾

「基督者の完全とは……職命のまにまに萬事神よりの補助を求め、又確に之を俟望み、外に向つては善業を勵み天職に忠なる有様をさして云ふ。これらの事の中に眞の完全と眞の神の禮拜と存し、獨身生活、乞食又は敝衣の中には存せず」⁵⁴⁾

以上掲げた數多の箇所にて、世俗的職業をも尙聖職と等しく尊重すべきであると思ふを、積極的に述べてゐることを知るのである。そして亦實際に世俗的職業をば指して「Beruf」と云ふ言葉を用ひてゐる。けれども我々はなほよく注意して見るならば、そこに於て云ふ「職業」とは、いまの我々の云ふ職業と全く同じものではない。即ち彼に於てはたゞその様な状態又は身分、地位を示すのであつて、我々の活動、作用と云ふ意味は未だ十分に含まれてゐな

1: 10等。

40) コリント前 1: 26 は、22年版は „ruff“ であるが、46年版では „beruff“ となつてゐる。

41) „Die Augsburger Konfession, 1530.“ (日本福音ルーテル教會邦譯あり)

42) Melancton (1497-1560).

43) 邦譯「かくの如き制度中にありて」(日本福音ルーテル教會譯二八頁)、ラテン原文では ‘in talibus ordinationibus’ (Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche, Göttingen 1930, S. 69.) 英譯では “in such ordinances” (J. Parsons: M. Weber's Protestant Ethik, trans. Eng., 1930, p. 206)

44) M. Weber: G.A.R. I, S. 65 a. 1.

45) M. Weber: a. a. O. S. 65 a. 1. 但し獨文は Kold によると。

46) Göttingen Ausgabe, S. 112. 但しラテン原文では ‘in mandatis Dei suae vocationi Servuint’ とあるのみ。邦譯「神の命令に従ひ、人造の宗教でなくして、職命に従ふ官吏、牧師の生活」(六七頁)、但し邦譯は主としてラテン原文による故に、獨文とは條程異るところあり。

い。此の「アウグスブルグ信仰告白」は、ルーテルの筆になつたものではない。主としてメラシヒトンの書いたものである。人文主義の教養高い彼に於ては、ルーテルより以上に世俗的職業の價值を認めようとする思想を持つたと云ふことは注意さるべきである。

(ロ) 舊約聖書外典の「ベン・シラの智慧」⁵⁵⁾——に關してウェーバーの指示するところによると、同書第十一章廿節廿一節の獨譯に於てルーテルが「Beruf」と云ふ言葉を使つたことは極めて注意さるべきであるとして、「私の知る限り、獨逸語の Beruf が今日の如き全く世俗的な意味で現はれた最初の場合である」と云つてゐる。⁵⁶⁾それは邦譯によれば「汝の契約に確く立ちて常にこれを保ち、汝の業に熟達せよ。罪人の業に驚かず主に信頼して、汝の勞働に止められ」とある箇所である。ルーテルは右に掲げた箇點の部分について翻譯する際に、「behaue in deinem Beruf」(20)及び「bleibe in deinem Beruf」(21)となした。⁵⁵⁾そしてこれを譯した年は、大體舊約聖書出版の一五三四年の前年であつた。⁵⁹⁾

この箇所についてウェーバーは、これが近代的意味での世俗的職業(即ち状態と共に作、用又は活動を含むところの)を意味した最初のものであると云ふが、果してその通りであらうか。確かにその影響は大なるものであつた。例へばカトリックの經濟學者ベツシュによれば、⁶⁰⁾ルーテル以前の多くの獨譯聖書は總べて此の部分については「Werk」又は「Arbeit」と云つた。一五三一年のチューリツヒ版でも未だ「verhar in deinem werck」(20)と「bleib in seinem

- 47) M. Weber: a. a. O. S. 65 a. I.
- 48) Göttingen A. S. 106. この前後の邦譯「體を打擲きしは、かゝる鍛鍊によりて罪の赦免を得んとはあらで、彼の體が靈なる事柄に適應し、職命に従ひて、其本務を果さんが爲なるを示せり。」(六四頁)、英譯では、「to do his calling」(Parsons, p. 207.)
- 49) Göttingen, A. S. 102.
- 50) 邦譯五九頁、但し邦譯は主としてラテン原文による故獨文とはやゝ異り且つ短し。
- 51) Göttingen A. S. 68.
- 52) 邦譯二八頁、但し邦譯は主としてラテン原文による故に獨文とは異なるところあり。
- 53) Göttingen, A. S. 118.
- 54) 邦譯七三頁、但し邦譯は主としてラテン原文による故に獨文とは異なるところあり。
- 55) 完全なるヘブル原本は未だ發見されないが、恐らく「ベン・シラの智慧」と譯す

werck“ (21) となつてゐるし、また一五三四年のデイトンベルグのも大體同じ様に、werck“ となつてゐる。ところが其の第二版 (一五四〇年) では、„Beuf“ となり、その後一五五〇年以後の各版は何れもその様になつてゐると。⁶¹⁾ カトリックに於てさへ、その様に影響が明瞭に現はれてゐると云ふならば、ウェーバーの云ふのも一應尤もである。

けれども私はその點について、もう一層考察すべきだと思ふ。いまその要點を簡単に擧げると、第一に此の箇所の原文の意味である。希臘文に據らないでも邦譯廿節の「汝の業に熟達せよ」とあるのは、それは「汝の契約に確く立ちて」「常にこれを保ち」て、即ち定められたところ又は、状態、身分と云ふ意味が極めて強い。また廿一節の「汝の勞働に止れ」といふのを見ても、直ぐにその勞働の意義が現代的な活動的な勞働を意味してゐるとすることは出來ないことがわかる。勞働に止れとは如何なる意味か。ルーテルが若し原意に忠實なるものとすれば、その„Beuf“ は決して近代的意義の活動的勞働を意味したものではない。第二にルーテルの根本的な考へ方からすれば、この時までの文獻を見てもわかるように、決して單に世俗的職業を是認せんとするに積極的であつたとは思はれない。彼は聖職を卑しめたのではない。否却つて世俗的職業をもなほ神の業として宗教化したのである。宗教化したとは神の選びまたは召命としたことである。それは、その處にあつて、その事の中に、即ちその場所と状態にあつて可能なりとしようとした。従つてどうしても世俗的職業の活動や行爲を薦めんがために、

べき言葉であつたらう。希臘本は「シラクの子イエススの智慧」又は「シラクの智慧」と稱し、ラテン譯では‘Ecclesiasticus’ (教會書) と稱し、(傳道之書の‘Ecclesiastes’ と異なる)、獨譯では „Weisheit des Jesus Sirach“, 英譯では ‘Wisdom of Jesus Sirach’, 邦譯では聖公會譯「舊約聖書續篇」では「ベン・シラクの智慧」、杉浦貞二郎氏譯「舊約外典」では「ベン・シラーの智慧」となつてゐる。

56) M. Weber: G.A.R. I, S. 65 a.

57) 聖公會譯二三四頁、杉浦氏譯では「汝の爲すべき務を確く守りてこれを念ひ、汝の業に老熟すべし、不正をなす者を見て驚くなく、汝はヤーエーに信頼しその光明を待望せよ」(一三九頁)とあり、その後段は著しく異なる。

58) Die Bibel (Apoklyphen), Stuttgart 1935. なほこの前後の希臘語は、Rahlfs の Septuaginta (II, S. 396) を参照すれば Weber の引照とは少しく異なる。

59) M. Reu; Luther's German Bible, 1934, Columbus, Ohio, p. 211.

60) H. Pesch: Lehrbuch der Nationalökonomie II, S. 658.

Beruf を用いたのではないとしなければならぬ。この Beruf は近代的な意義よりは、寧ろ中世的な、または正統的な召命觀、即ち状態、地位、身分を重んずるところの考へに近いとさへ云へる。第三に、若し假りに此の部分に於てルーテルが餘程進んで近代的意義での世俗的職業行爲を意味したとするならば、それはルーテル本來の考へ方から出たとするよりは、寧ろメラニヒトンを初め多くの人文主義の教養を受けたものより出たと考へる方がより妥當であると思ふ。蓋し、聖書翻譯に於てもルーテルは最後には必ずメラニヒトンを初め多くの友人の意見を聽いたのであるから。⁶¹⁾

三

要之、ルーテルの „Beruf“ は、その根底に於て聖書の選^びの思想が深く存在する。獨逸神秘主義者の影響を強く受けて、聖書の内的意義、即ち神の召命は外的、社會的諸條件、地位、境遇、業種に拘はらず與へられるものとする考へが特に強く持たれた。農夫や靴工の業にあつても、なほ神の召命はあり得るとした、と云へば如何にも聖職を貶し、世俗的職業を尊重したかの如くであるが、そうではなく、必ずしも世俗的職業への精進、活動を薦めたものではない。更にカトリックの影響は、全體として色濃く残されてゐる。即ち、召命はそのまゝの状態、その地位、その場所に於てあると云ふ考へを堅く執つた。これら二つの考へ方からして、ルーテルの „Beruf“ は、世俗的職業の中にも召命はあり得るとしたが、その職業とは、著しく状態、又は身分等の靜態的な意味を持つものとなつた。従つて未だ決して積極的に、世俗的職業への活動、精進を薦めたものとすることは出来ない。彼は聖職を貶して總てを世俗化したのではなく、逆に一切の世俗的職業をなほ神の業なりとして、寧ろ總てを宗教

61) 例之、1564年 Köller 版では „verharr in den werken“, „bleib in deiner Statt (oder in deinem beruff)“ となつてゐると。(H. Pesch: a. a. O. S. 658.) けれども現代語譯では再び „indem du so dein Werk thust“, „beharre bei deiner Arbeit“ となつてゐる。(E. Krauzsch: Die Apokryphen I, Tübingen 1900, S. 293) またカトリックや Anglican Court Bible などでも、後に Luther に反對するようになつた。

化、せんとしたのである。⁶²⁾

かゝる結論を以て考へると、マックス・ウェーバーの所論は目的のためにやゝ性急ではなかつたかと思はれる。

第一に、「コリント前書七章」に於て「Beruf」と云ふ言葉を使つたと云ふが、實際にはルーテルは「Ruf」と云ふ文字を使つてゐる。併し「Beruf」と云ふ文字は、確かにそれと同時に他の箇所にて使つてゐるけれどもそれらは總べて純宗教的な意味であつて、世俗的職業の意味は少しもない。第二に、「アウグスブルグ信仰告白」については、ウェーバーの云ふ様に「Beruf」を以て明かに世俗的職業を積極的に是認せんとする態度を示した様に思はれるが（それはウェーバーの指摘してゐる箇所以外に於て特に）、併しこの文書が主としてメランヒトンによつて書かれたものであることを思ふべきである。即ちルーテルよりは、文藝復興の影響になる人文主義の教養を受けた者に寧ろ見ることが出来ると云ふことを注意すべきである。更に第三に「ベン・シラの智慧」については、ウェーバーはルーテルが此處に初めて近代的な意味での「Beruf」の用法をなしたと云つてゐる、がよしうであつても、こゝでの意義は明かに靜態的な状態を意味してゐるのであつて、その廿一節の「勞働に止れ」と邦譯されてゐることも明かであらう。

かくて要之、ウェーバーがルーテルの「Beruf」について論證してゐるところは、やゝ目的にあせり過ぎたるの憾があると云ふことを述べた。併し、これらの問題については、なほルーテルの職業觀全體を明かにすることから、充分に解明されなければならない。そこで次に、特にスコラの職分觀との比較などから、彼の職業觀の特質を明かにして見たいと思ふ。(十二・九・二五)

- 62) 資本主義精神の起源について、新教との關聯よりも寧ろ文藝復興の影響であると見る Brentano や Sombart 等の考へとも符合する。但し最近では資本主義精神の問題については、ユダヤ教又はカトリシズムとの關聯の方が喧しく論ぜられてゐる。
- 63) 此の點については、なほ次の「ルーテル職業觀の特質」參照。